

品川区私立幼稚園等園児保護者補助金および 品川区私立幼稚園等入園料補助金交付要綱

制定	昭和 61 年 5 月 8 日区長決定	要綱第 22 号
改正	平成 15 年 4 月 17 日	要綱第 32 号
改正	平成 17 年 5 月 10 日	要綱第 51 号
改正	平成 18 年 5 月 19 日	要綱第 106 号
改正	平成 19 年 6 月 19 日	要綱第 96 号
改正	平成 20 年 6 月 24 日	要綱第 22 号
改正	平成 21 年 3 月 31 日	要綱第 258 号
改正	平成 21 年 6 月 22 日	要綱第 389 号
改正	平成 22 年 6 月 18 日	要綱第 86 号
改正	平成 24 年 6 月 19 日	要綱第 182 号
改正	平成 25 年 7 月 2 日	要項第 118 号
改正	平成 26 年 6 月 26 日	要綱第 95 号
改正	平成 27 年 3 月 31 日	要綱第 374 号
改正	平成 27 年 6 月 24 日	要綱第 482 号
改正	平成 28 年 2 月 25 日	要綱第 64 号
改正	平成 28 年 6 月 30 日	要綱第 215 号
改正	平成 29 年 6 月 26 日	要綱第 107 号
改正	平成 30 年 6 月 27 日	要綱第 158 号
改正	平成 30 年 11 月 26 日	要綱第 200 号
改正	平成 31 年 3 月 18 日	要綱第 203 号
改正	令和元年 9 月 25 日	要綱第 303 号
改正	令和 3 年 3 月 5 日	要綱第 22 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、特定子ども・子育て支援施設等のうち幼稚園に在籍する小学校就学前子どもの保護者、特定教育・保育施設に在籍する小学校就学前子どもの保護者または幼稚園類の幼児施設に在籍する幼児の保護者に対して、交付する品川区私立幼稚園等園児保護者補助金（以下「保護者補助金」という。）および品川区私立幼稚園等入園料補助金（以下「入園料補助金」という。）について必要な事項を定め、保護者または教育・保育給付支給認定保護者の負担を軽減し、もって幼児教育の振興と充実を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める

ところによる。

- (1)私立幼稚園等 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）に定める幼稚園のうち、国、都道府県、区市町村以外の者が設置する幼稚園（私立の特定教育・保育教育施設を除く。）および特別支援学校の幼稚部をいう。
- (2)類似施設 東京都知事が認定する幼稚園に類似した施設をいう。
- (3)私立の特定教育・保育施設 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条に規定する確認を受けた国、都道府県および区市町村以外の者が設置する施設をいう。
- (4)特定子ども・子育て支援施設等 支援法第7条10項に定める施設のうち国、都道府県および区市町村以外の者が設置する施設をいう。
- (5)入園料 私立幼稚園等において園則に入園料と定めがあるものまたは私立の特定教育・保育施設において特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第3項の規定により徴収するものであって、園則等に入園料と定めがあるものをいう。
- (6)小学校就学前子ども 支援法第30条の4第1号から第3号までに掲げる小学校就学前子どもとして同法第30条の5に定める認定を受けた幼児（以下「施設等利用給付認定子ども」という。）または支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもとして同法第20条第3項に定める認定を受けた幼児（以下「教育・保育給付1号認定子ども」という。）をいう。
- (7)幼児 当該年度の4月1日以後において、品川区の住民基本台帳に記載されている満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児（学校教育法第18条の定めにより、就学させる義務を猶予または免除された保護者の子も含む。）をいう。ただし、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3各号に掲げる者、その他区長が認める者については、公的機関が発行する居住を証する証書等の確認をもって、住民基本台帳に記載されているものとみなす。
- (8)保護者 幼児と同一の世帯に属する者または幼児が入所している養護施設の長であって、当該幼児を私立幼稚園等または類似施設に入園させ、入園料、保育料を納入したものをいう。
- (9)教育・保育給付認定保護者 教育・保育給付1号認定子どもと同一の世帯に属する者または教育・保育給付1号認定子どもが入所している養護施設の長であって、当該教育・保育給付1号認定子どもを私立の特定教育・保育施設に入園させ、入園料を納入したものをいう。
- (10)ひとり親世帯等 保護者または保護者と同一の世帯に属するものが以下に該当する世帯をいう。
 - ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者（ただし、保護者と同一の世帯に属する者がこれに該当する場合を除く。）

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

エ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）

キ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）

ク その他区長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

(11)保護者と生計を一にする兄・姉 保護者と生計を一にし、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 保護者が現に監護する未成年

イ 未成年であったときに、保護者が現に監護していた者

ウ 保護者またはその配偶者の直系卑属（アおよびイを除く）

(12)児童心理治療施設通所部 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の2に定める児童心理治療施設のうち、通所により社会生活に適應するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行うこと等を目的とした施設をいう。

(13)児童発達支援 児童福祉法第6条の2の2第2項に定める支援をいう。

(14)医療型児童発達支援 児童福祉法第6条の2の2第2項に定める支援をいう。

(15)特例保育 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に定める特例保育をいう。

(16)家庭的保育事業等 児童福祉法第24条第2項に定める家庭的保育事業等をいう。

（補助の対象）

第3条 保護者補助金は、幼児が私立幼稚園等および類似施設に在籍していた期間（当該幼児が住民基本台帳に記載されていた期間に限る。）について、補助の対象とする。

2 入園料補助金は、他の地方公共団体が行う同種の補助金を受けていない保護者および支給認定保護者を対象とする。

（補助金額）

第4条 補助金額は、別表1に定めるところにより補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 保護者補助金または入園料補助金の交付を受けようとする保護者は幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用費請求書および私立幼稚園等園児保護者補助金・入園料補助金申請書兼請求書(第1号様式)に加え、幼児の属する世帯の住民税の課税状況を証明する書類を、交付を受けようとする年度の3月31日(この日が土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その直後の休日でない日とする)までに区長に提出しなければならない。ただし、年度の途中に入園した者で、特別の事情により期限までに提出できない場合は、提出期限を相当期間延長できるものとする。

2 入園料補助金の交付を受けようとする保護者は、私立幼稚園等入園料補助金交付申請書兼請求書(第2号様式)または私立幼稚園等保護者補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)を、入園料補助金の交付を受けようとする教育・保育給付認定保護者は私立幼稚園等入園料補助金交付申請書兼請求書(第2号様式)を交付を受けようとする年度の3月31日(この日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日とする。)までに区長に提出しなければならない。ただし、年度の途中に入園した者で、特別の事情により期限までに提出できない場合は、提出期限を相当期間延長できるものとする。

3 第1項の幼児の属する世帯の住民税の課税状況を説明する書類は、区が所有する公簿で課税状況を確認できるときは、提出を省略することができる。

(補助金の交付決定および交付方法)

第6条 保護者補助金の交付決定をしたときは、私立幼稚園等保護者補助金決定通知書(第3号様式)により保護者に通知するものとする。

2 区長は、入園料補助金の交付決定をしたときは、私立幼稚園等入園料補助金交付決定通知書(第4号様式)により保護者および教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。

3 補助金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

(補助金に関する調査)

第7条 区長は、補助金に関し必要と認めたときは、補助金の交付を受けた保護者または私立幼稚園等の設置者に対し、報告を求め、または実態調査を行うものとする。

(補助金の交付決定の取消および返還)

第8条 区長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた保護者および支給認定保護者に対し、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すものとし、既に補助金が交付されているときは期限を定めて返還を命じることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に子ども未来部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (平成 27 年 3 月 31 日改正)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (平成 27 年 6 月 24 日改正)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (平成 28 年 2 月 25 日改正)

この要綱は、平成 28 年 2 月 25 日から適用する。

付 則 (平成 28 年 6 月 30 日改正)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (平成 29 年 6 月 26 日改正)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (平成 30 年 6 月 27 日改正)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (平成 30 年 11 月 26 日改正)

この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から適用する。

付 則（平成 31 年 3 月 18 日改正）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和元年 9 月 25 日改正）

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

付 則（令和 3 年 3 月 5 日改正）

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から適用する。

(別表1)

1. 品川区私立幼稚園等園児保護者補助金額

区 分	補助限度額		
	1 人在籍の場合及び同一世帯から2人以上在籍している場合の最年長の幼児(第1子)	以下のいずれかに該当する幼児 ア 幼稚園、類似施設、保育所(東京都認証保育所を含む)、認定こども園、特別支援学校幼稚部に在籍する兄・姉を有する幼児 イ 小学校1~3年生の兄・姉を有する幼児 ウ 児童心理治療施設通所部に入所または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用する就学前児童の兄・姉を有する幼児 エ 特例保育を受ける就学前児童の兄・姉を有する幼児 オ 家庭的保育事業等による保育を受ける就学前児童の兄・姉を有する幼児	第2子
①生活保護法の規定による保護を受けている世帯および区分②のうちひとり親世帯等	月額 13,200 円	月額 13,200 円	月額 13,200 円
②区市町村民税所得割非課税世帯および区分③のうちひとり親世帯等	月額 10,200 円	月額 13,200 円	月額 13,200 円
③当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	月額 8,800 円	月額 8,800 円	月額 13,200 円
④当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	月額 3,600 円	月額 8,800 円	月額 12,600 円
⑤当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が256,300円以下の世帯	月額 3,600 円	月額 8,800 円	月額 12,000 円
⑥当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が256,301円以上の世帯	月額 3,600 円	月額 8,800 円	月額 8,800 円

注1. 上記区分のうち、③区分以下については、「小学校1~3年生の兄・姉」とあるのは、「保護者と生計を一にする兄・姉」と読み替えてこの表を適用する。

注2. この表において「所得割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1

項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。以下同じ。）の額をいう。なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額から順次控除して得た額を所得割の額とする。

注3. 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。

注4. 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

2. 品川区私立幼稚園等入園料補助金額

幼児1人につき（1回限り）年額100,000円

注1. 入園料を上限とする。

注2. 品川区私立幼稚園等施設等利用費支給要綱（令和元年要綱第304号）第4条第4項の規定に基づき特定子ども・子育て支援施設等利用費に加えた額（以下「加算額」という。）がある場合にあっては、入園料から加算額の合計額を減じて得た額を上限とする。

令和 年度新入園児・転入園児用

第1号様式(第5条関係)

申請日 年 月 日

品川区長あて

幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用費請求書および
私立幼稚園等園児保護者補助金・入園料補助金申請書兼請求書

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費給付金および園児保護者補助金、入園料補助金について、下記の通り請求いたします。下記指定口座への振り込みをお願いします。(※入園料補助金は、一度も請求されていない方のみ対象となります。)
なお、給付金・補助金の審査にあたり、下記の事項に同意します。

同意事項

1. 申請者と認定子どもが、品川区内に居住していることを品川区が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを品川区が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を品川区が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を品川区が確認すること。

1. 申請者（保護者兼口座名義人）

フリガナ		園児との続柄	〒	-
氏名			住所	品川区
連絡先	①	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 (続柄:)	②	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 (続柄:)
金融機関情報				
金融機関	金融機関コード		支店コード	
		銀行 信用金庫 信用組合	支店 出張所	
預金種目	普通	口座番号		
口座名義（保護者のものに限る。） ※申請者と相違する場合のみ記入（カタカナ）				

2. 認定子ども

フリガナ		幼稚園名	
氏名		入園日	年 月 日
生年月日	年 月 日		

令和 年1月1日以降に転入された方は、本紙に課税証明書（父母両方）の添付が必要です。

税区分	4月～8月の判定 (R 年度課税)	令和 年1月1日現在の住所が品川区外の場合	⇒	前住所地でのR 年度課税証明書を <input type="checkbox"/> 添付しました <input type="checkbox"/> 後日後送します
	9月～3月の判定 (R 年度課税)	令和 年1月1日現在の住所が品川区外の場合	⇒	前住所地でのR 年度課税証明書を <input type="checkbox"/> 添付しました <input type="checkbox"/> 後日後送します
■ 令和 年1月1日以降、品川区へ転入の場合				⇒ 転入日 令和 年 月 日

<区使用欄>

入園料		保育料	
税確認	令和 年度		
	令和 年度		

(裏面もご記入ください)

3. 世帯構成について

同一世帯員に障害者手帳等の交付を受けた者（注1）がいる → 確認書類の写をご提出ください。

ひとり親（注2）に該当 → 添付書類（有・無） 寡婦（注3）に該当

続柄	フリガナ		同居 ・ 別居	生 年 月 日	【学年】 小学1～3年生が いる場合のみ◎
	氏	名			
申請者 (保護者)			同居 ・ 別居	年 月 日	
父 ・ 母			同居 ・ 別居	年 月 日	
			同居 ・ 別居	年 月 日	小学 1・2・3年生
			同居 ・ 別居	年 月 日	小学 1・2・3年生
			同居 ・ 別居	年 月 日	小学 1・2・3年生
			同居 ・ 別居	年 月 日	小学 1・2・3年生
			同居 ・ 別居	年 月 日	小学 1・2・3年生

注1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金の受給者

注2) 現に婚姻していない者もしくは生死が不明である者

注3) 納税者の夫（妻）と死別もしくは離婚した後結婚していない、または夫（妻）の生死が明らかでない者

<お問い合わせ先・申請書ご提出先>

〒140-8715
品川区広町2-1-36
品川区役所 子ども未来部 保育支援課 開設・計画担当
私立幼稚園担当 TEL:03-5742-6039

※ 枠の中をご記入ください。

園名	フリガナ	(氏)	(名)	生年月日	年 月 日		
		園児名			区使用欄	園コード	区使用欄
入園日	年 月			区使用欄			

品川区長あて

上記の園児について、 年度 品川区私立幼稚園等 入園料補助金 を申請します。

※入園料補助を一度でも受けたことのある場合は対象になりません。

※10万円を上限に、実際に支払った入園料が補助金額となります。

上記のとおり申請します。なお、補助金受給資格に係る審査に際しては、支給決定に必要な住民登録の状況などについて公簿等で品川区が確認することに同意します。

また、補助金を交付決定に基づき請求しますので、下記の口座に振込みしてください。

年 月 日

申 請 者 （ 口 座 名 義 人 ）	フリガナ	(氏)	(名)	住 所	〒 品川区 丁目 番 号		
	申請者署名 (保護者)				(携帯:) (電話:)		
	金融機関	金融機関コード	銀行 信用金庫 信用組合	支店名	支店コード	口座種別	口座番号
				支店 出張所	普通		

※訂正する場合は二本線で消し、正しく書き直してください。

第3号様式

発第 号
年 月 日

〒
品川区

様

品川区長

対象園児 様(年 月 日生)

年度 私立幼稚園等保護者補助金交付決定通知書

さきに申請のありました補助金につきましては、下記の通り交付決定したので通知します。

記

交付決定額	第1回	園児保護者補助金	4月～9月	円
	第2回	園児保護者補助金	10月～3月	円
	合計			円

交付決定金額					
今回振込額	円				
補助金判定基準	区民税所得割額				
	区民税均等割額				
	在園(在住)期間				
補助金振込指定口座	銀行名				
	支店名				
	口座種別		口座番号		
	口座名義				
交付の条件および 交付の時期					

【問い合わせ先】

第4号様式

発第 号
年 月 日

〒
品川区

様

品川区長

対象園児 様(年 月 日生)

年度 私立幼稚園等入園料補助金交付決定通知書

さきに申請のありました補助金につきましては、下記の通り交付決定したので通知します。

記

交付決定額	円
-------	---

交付決定金額			
入園料	円		
補助金振込指定口座	銀行名		
	支店名		
	口座種別	口座番号	
	口座名義		
交付の条件および 交付の時期			

【問い合わせ先】